

高知市の良好な景観形成に向けて

石川 真理* 重山 陽一郎**

高知工科大学工学部
〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口185

E-mail: *ishikawa.mari@kochi-tech.ac.jp, **shigeyama.yoichiro@kochi-tech.ac.jp

要約：景観デザイン研究室と高知市が、2002（平成14）年から進めている高知市の良好な景観形成に関する共同研究の経過を報告する。

Abstract：Since 2002, Landscape Design Laboratory and Kochi City have been studying the formation of a good landscape of KOCHI. This paper reports progress of the joint study.

1. はじめに

わが国では、1960年代の終わり頃に、歴史的環境保全関連の条例や沿道修景美化を謳う条例が制定されるようになり、1980年代の後半からは、全国各地で都市景観条例の制定が行われてきた。2003（平成15）年7月、「美しい国づくり政策大綱」が発表され、2005（平成17）年6月には、「景観法」が全面施行されたことにより、全国の地方公共団体において、既存計画からの移行や新規に景観法に基づく景観計画策定が進められている。

ここでは、高知市の景観形成に関する一連の取り組みの紹介と景観デザイン研究室と高知市が、2002（平成14）年から進めている高知市の良好な景観形成に関する共同研究の経過を報告する。

2. 高知市における「高知市都市美形成基本計画」策定までの取り組み

高知市では、1969（昭和44）年に「高知市民憲章」を定め、まちづくりの目標とし、これを

もとに、様々な施策を行っている。図1に主な施策の流れを示す。

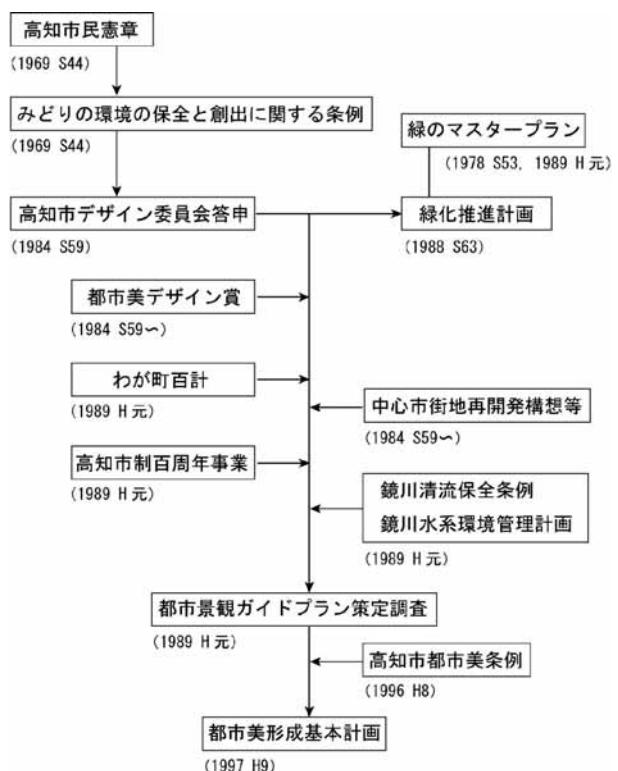


図1 主な施策の流れ（都市景観ガイドプランに加筆）

3. 背景と目的

3.1 背景

3.1.1 高知市の概要

高知市は、高知城を中心として築城から400年間発展してきている。その城下町は、東西に流れる2本の河川、鏡川と江の口川に挟まれた土地に形成された。この街の骨格は、ほとんど変化することなく現在まで続いている。高知城周辺は、江戸時代も今も政治・経済の中心であり、今後も続くであろう。

高知城周辺の景観は、高知市を象徴するものとして次代に引き継ぐべき重要な資産である。しかし今日では、高知城周辺の中心市街地に商業・業務機能が集中した結果、高層建築物などにより市内から望む高知城の眺望や優れた景観が失われつつある。

2005（平成17）年1月、高知市と鏡村、土佐山村が合併した。2008（平成20）年1月には、春野町との合併も決まっている。

3.1.2 高知市都市美形成基本計画の課題

1996（平成8）年に制定された「高知市都市美条例」に基づき、1997（平成9）年に高知らしい心安らぐ文化的で魅力ある街並みの創出、自然を活かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりを目指して、「高知市都市美形成基本計画」が策定された。

この計画は、今まで高知市の景観形成に少なからず役割を果たしてきたが、次に示すような課題を抱えている。

- 「高知市都市美条例」という自主条例に基づくものであり、強制力がない。
- 国や県等の関係機関との連携が不足している。
- 関連計画との整合がとれていない。
- 文章による表現が主で、イメージしづらく難解である。
- ゾーンや道路軸、河川軸などについての具体的な方針が示されていない。
- 民意が反映されていない。
- 市域の拡大に対応できていない。

これらの課題を解決するために、2005（平成17）年度から、「高知市景観計画」（後述）への移行を検討している。

3.2 目的

5年にわたり、「高知市都市美形成基本計画」の見直しの検討等を含めて、都市の発展と景観保全が調和したまちづくりのために、建築物や屋外広告物のあり方について検討を進めてきた。一連の研究の目的は、その成果をもとに、市域の拡大により広範な高知市の景観をより優れたものとするために、景観法にそった景観計画を策定することである。

4. 高知市の良好な景観形成に向けて

4.1 研究の概要

研究に先立ち、2001（平成13）年度に屋外広告物設置状況調査を行っている。

2002（平成14）年度には、「高知城周辺都市美形成モデル地区整備方針及び広告景観形成地区整備方針策定研究委託報告書」がまとめられ、同地区に対する方針が示されている。ただしこれは、行政のみでの検討の成果であり、地域住民や土地・建物の権利者との議論を経たものではない。

2003（平成15）年11月から2004（平成16）年12月にかけて行った研究は、アンケート調査や地元説明会、シンポジウムによって地域住民や権利者に対する啓蒙活動や意見の収集を行い、それに基づいて、「都市美形成モデル地区整備計画及び整備基準案・広告景観形成方針案」としてまとめた。また、「まちなかの顔づくり構想原案及び高知城周辺都市美形成モデル地区指定案策定研究報告書」では、高知城周辺の景観形成のために、建築物や屋外広告物の大きさや意匠、色彩を制限する基準案を検討した。

2005（平成17）年度は、「都市美形成基本計画改正及び高知城周辺景観形成基準策定委託研究報告書」としてまとめ、内容は、「高知市景観計

画素案」と‘まちなかの顔づくりの実践に関する研究’‘高知城周辺地区の景観形成に関する研究’‘高知城天守閣が見える場所からの景観保全’である。

2006（平成18）年度は、前年度成果‘高知市景観計画素案’を‘高知市景観計画’（仮称）にするために、修正を加えるとともに、都市計画審議会の委員を中心とした高知市景観計画専門部会を4回開催した。2007（平成19）年3月現在、住民の意見を集約するためのアンケート案を作成中である。また、高知城周辺の景観形成については、『お城の見えるまちづくり』パンフレット（文末図4）を作成し、「28m高度地区・モデル地区」や「広告景観形成地区」の指定した範囲を拡大するために、土地・建物の権利者にアンケート調査を実施したところである。主な取り組みを文末に図3として示す。

4.2 景観計画について

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。また、景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の景観法に基づく措置が伴っているため、景観行政団体が法に基づく景観行政を進める上での基本的な計画と位置づけることができる。

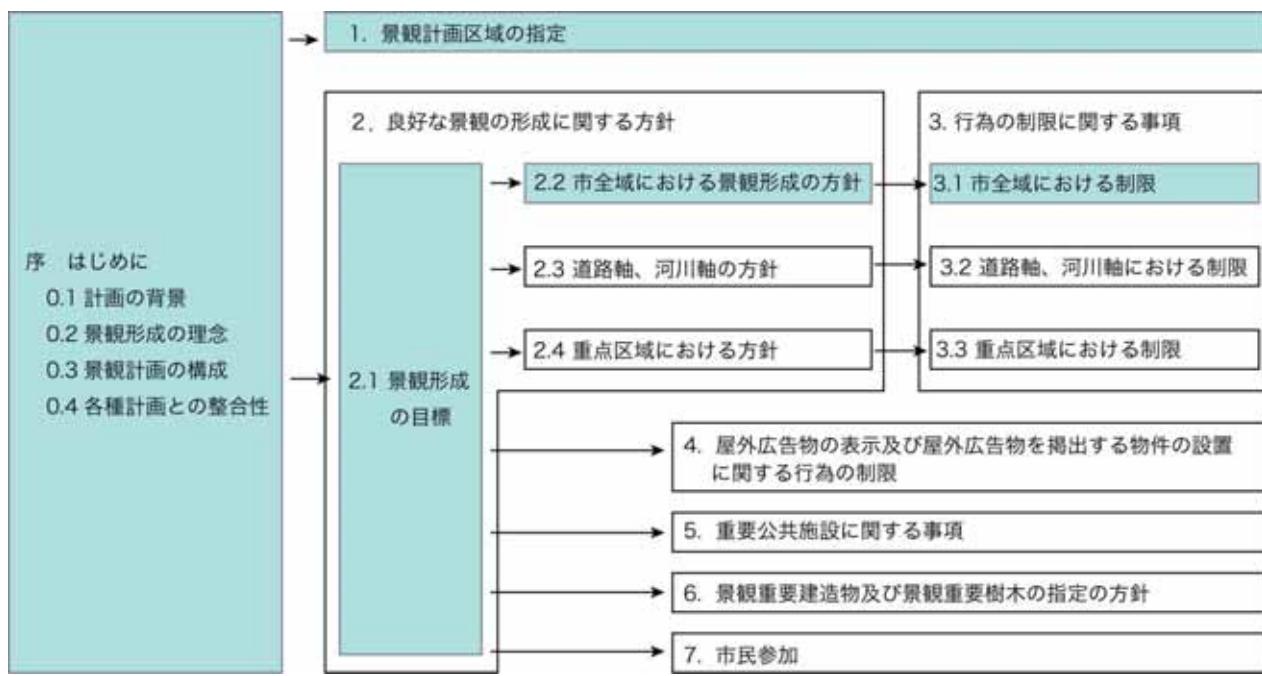
図2に一般的な景観計画の構成を示す。

4.3 高知市景観計画の策定

高知市景観計画は、2008（平成20）年度中の施行を目指して進められている。2007（平成19）年3月の時点では、図2の着色部分の検討が行われている。以下に、その一部を示す。

4.3.1 景観形成の理念と目標

景観形成の理念や目標は、表現は変わっても、「高知市都市美形成基本計画」の内容は踏襲す



: 3月現在高知市景観計画原案で検討を行っている部分

図2 景観計画の構成

る方向で進めている。

理念：高知市のすばらしい景観は、社会全体の財産であり子供たちに受け継いでいくべきものです。本市の目指す景観の形成は、単に造形的に美しい環境を形成していくだけではなく、都市や農漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的香り、歴史性、親しみなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高めるものです。

目標1：美しい眺めを守ります

目標2：豊かな自然を育みます

目標3：歴史、風土に根ざした美しいまちなみを創ります

目標4：まちの賑わいをつくります

目標5：市民参加の景観づくりをすすめます

4.3.2 景観計画区域

景観計画区域は高知市全域とし、特に景観上重要な区域は「重点区域」(仮称)として定める。

4.3.3 景観形成の方針

景観形成の方針は、地域の特徴に対応した方針とするために、高知市全体を主に土地利用に基づき5つのゾーンに分類し、ゾーン別に基本方針と整備方針を定める方向で進めている。

4.3.4 行為の制限に関する事項

行為の制限に関する事項は、既存の大規模建築物等誘導基準を見直し、民意を反映した上で、強制力を持った仕組みにしたいと考えている。

5. これからの展開

現在作成中の住民の意見を集約するためのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、高知市景観計画原案を修正する。また、都市美審議会での審議後、未検討部分についても検討を行い、高知市景観計画専門部会で内容をさらに充実させていく。

6. おわりに

景観計画は、完成後も成長を続けるべきものである。重点区域等を定めるにあたっては、管理者や地元の住民との充分な意見交換が必要であり、継続して取り組んでいかなければならない。

高知市の特性を生かした景観計画となることを期待している。

参考文献

- (1) 高知市“平成2年度 都市景観ガイドプラン策定調査報告書” Mar. 1991
- (2) 愛媛県“えひめ景観計画策定ガイドライン” Nov. 2005
- (3) 国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/database/index.htm>
- (4) 高知市役所都市計画課ホームページ
http://www.city.kochi.kochi.jp/joho/html/lc_____1702tt.htm

平成 14 ～15 年度	<p>●基礎調査の実施 高知城周辺と広告景観形成地区について基礎調査を行い、整備方針を示した。</p>																																							
平成 16 年度	<p>●アンケート調査 景観や景観規制に関するアンケート調査を 2 回行った。</p> <p>第 1 回アンケートの結果（抜粋）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>問 良好的な景観を保全、創出するために、景観の誘導や制限を行うことについてどう思いますか。</p> <p>回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>市全域 (%)</th> <th>城周辺 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.積極的に景観の誘導や制限を行うべきである</td> <td>2%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2.良いな景観を保全、創出するための一定のルールを作るべきである</td> <td>97%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>3.景観の誘導や制限は必要ない</td> <td>1%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>4.わからない</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>5.無回答</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p>問 (左の問で 1 又は 2 と答えた方に対する質問) 景観や眺望を守るために、あなたの土地に高さの制限がかかり、高い建物が建築できなくなることに對し、どう思いますか。</p> <p>回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>市全域 (%)</th> <th>城周辺 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.賛成</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2.どちらかといえば賛成</td> <td>9%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3.どちらかといえば反対</td> <td>88%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>4.反対</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>5.わからない</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>6.無回答</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>●地元説明会 高知城周辺の景観・眺望に関して、今後どうしていくべきか、理解を深めてもらうための地元説明会を行った。また、アンケート結果の説明と建物の高さなどの誘導や規制に関する市民の意見の収集を行った。</p> <p>●景観座談会 高知城周辺の景観や誘導・規制に関して、より多くの市民に理解してもらうために、お城を中心とした景観を取り組みを行っている都市の担当者（金沢市・松本市・丸亀市）を招き、事例の紹介とパネルディスカッションを行った。</p> <p>景観座談会（抜粋）</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>金沢市では、昭和 43 年に全国の景観条例に先駆けて、「金沢市伝統環境保存条例」を制定しています。 金沢市には天守閣 不破氏（金沢市役所） がございません。保全すべきものは復元という形でこれからどう取り組んでいくかが課題になるわけです。が、高知には高知城・天守閣があります。無くなつて初めて良さに気づくことがあると思います。皆さんの感じている風景は残していくべきだし、絶対に後世に残すべき資産ではないかと思います。</p> </div>	選択肢	市全域 (%)	城周辺 (%)	1.積極的に景観の誘導や制限を行うべきである	2%	10%	2.良いな景観を保全、創出するための一定のルールを作るべきである	97%	85%	3.景観の誘導や制限は必要ない	1%	5%	4.わからない	0%	0%	5.無回答	0%	0%	選択肢	市全域 (%)	城周辺 (%)	1.賛成	1%	1%	2.どちらかといえば賛成	9%	10%	3.どちらかといえば反対	88%	80%	4.反対	2%	1%	5.わからない	0%	0%	6.無回答	0%	0%
選択肢	市全域 (%)	城周辺 (%)																																						
1.積極的に景観の誘導や制限を行うべきである	2%	10%																																						
2.良いな景観を保全、創出するための一定のルールを作るべきである	97%	85%																																						
3.景観の誘導や制限は必要ない	1%	5%																																						
4.わからない	0%	0%																																						
5.無回答	0%	0%																																						
選択肢	市全域 (%)	城周辺 (%)																																						
1.賛成	1%	1%																																						
2.どちらかといえば賛成	9%	10%																																						
3.どちらかといえば反対	88%	80%																																						
4.反対	2%	1%																																						
5.わからない	0%	0%																																						
6.無回答	0%	0%																																						
平成 17 年度	<p>●高さ制限の実施 高知城への眺望・高知城からの眺望の保全のため、官公庁を中心とした地区に 28m の高さ制限（高度地区指定）を実施した。</p> <p>●範囲の拡大の検討（アンケート・地元説明会等） 建築物の高さ制限の範囲を拡大するため、地元説明会やアンケート調査を行った。また、建築物の高さだけでなく、建築物の色彩や広告物の意匠・規模等の規制誘導についても検討を行った。</p> <p>●高知市景観計画素案の作成 高知市都市美形成基本計画改正の検討を行い、高知市景観計画素案として提案した。</p>																																							
平成 18 年度	<p>●景観規制誘導の実施 お城の見えるまちづくりパンフレット（図 4 に示す）のような景観形成基準を設けた。</p> <p>●範囲の拡大の検討（アンケート等） 景観規制誘導の範囲を高知城の南側地区にも拡大するために、アンケート調査を行った。</p> <p>●高知市景観計画専門部会の開催（素案の修正・アンケート案の作成等） 「高知市景観計画」（仮称）策定に向けて、専門部会を 4 回開催し素案の修正等を行った。また、住民の意見を集約するためのアンケート案を作成した。</p>																																							

図 3 主な取り組み（高知城周辺アンケート調査送付資料を加筆修正）

景観形成の基本方針

- ・高知城のシンボル性の保全
- ・高知城への眺望及び高知城からの眺望の確保
- ・格調の高い街並みの形成

建築物・工作物等 (28m 高度地区・高知城周辺都市美形成モデル地区)

景観形成の方針

- ・高さは高知城からの眺望に配慮したものとする
- ・デザインや色彩は、高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したものとする

景観形成の基準

The diagram shows a building with various parts labeled:

- 建物の高さ**: 28m以下とする
- テント等**: 洋風における美しい内部を評価する
- 外観**: 上部で最も美しいデザインとする
- 屋上設備**: 延床面積一割となるようにデザインしたり、目隠し壁を行なうようする
- 自転車用場所**: 通じて設けるものは、軽快に運びやすい色 (軽井沢系) を選択しない
- 窓枠・ゴミ箱**: 材質・色・形により目立ちすぎないようにする
- 屋上設備**: 延床面積一割となり、目隠し壁を行なうようする
- 色彩**:
 - ① 色相···色合いのこと (赤、青、黄など)
 - ② 初歩···色の解りかきの色合いのこと (黒が美しいと評せなかねなる)
- 注釈1**:
 - ① 色相···色合いのこと (赤、青、黄など)
 - ② 初歩···色の解りかきの色合いのこと (黒が美しいと評せなかねなる)
- 注釈2**:
 - ・高さ以上の高さに表示できるビルの延床面積以下の基準をすべて満たす場合
 - (1) 延床面積: 階段及び通路を含む、建物の平面面積に対する割合
 - (2) 延床面積は、建物の内面壁から外の内面壁までの間の面積
 - (3) 高さの基準は、2m 以下であり、かつ、算定面積は 12m² 以下であること
- 注釈3**:
 - ・洋風における美しい色が選ばれるとされるものと、他の色が選ばれるとされるものとされることは、建築物の色彩の選択においては、必ずしも必ずしもどちらか一方であることを
 - (1) 高さの基準は、2m 以下であり、かつ、算定面積は 12m² 以下であること

広告物等 (高知城周辺広告景観形成地区)

景観形成の方針

- ・高知城からの眺望及び高知城への眺望の確保に努める
- ・高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したアサイン、掲出方法とする

景観形成の基準

共通基準

- ・延床面積を算出できる高さは 3m 以下とする (江戸型のビル名前等を除く)
- ・自家用広告物等とする
- ・動的に行けば走るもののものを除く
- ・所外看板は公道・河川しないものとする
- ・スクリーン等を使用しない
- ・建物利用広告物等は建築物の高さを超えないものとする

屋上広告物等

- ・延床面積のビルの延床面積の30%以下とする
- ・注釈2の基準に該当する場合は、3m 以下とする
- ・一般地帯 1 割とする

建物内設立広告物等

- ・建物内設立広告物等
- ・建物の高さは 10m 以下とする
- ・同一の建物内は同一堅調に一色とする

屋外広告物等

- ・建物からの高さを 7m 以下とする
- ・一般地帯 1 割とする

看板類

- ・建物の前面に表示する広告物の表示面積の合計は、表示する看板面積の 1/10 以下とする

注釈4:

※この基準の他、高知市屋外広告条例にも適合する必要があります。

■適用除外

広告物によっては、この基準に適合しないものでも表示することができる場合があります。

例題: ···

- ・他の法令の規定により表示し、又は設置するもの (建築確認の未然規)
- ・既存の看板の面積が大きいし、変更するもの (既存看板の変更規)
- ・施設的、伝統的又は歴史的なもの (古跡看板の変更規)
- ・規制 (30 日以内) の審査のために差し止め、又は変更するもの (建未届け書の変更規)

詳しくは都市計画課へお問い合わせください

お城の見えるまちづくり

届出等について

下記の行為については、景観形成の基準に適合する内容での届出又は申請が必要です。

1. 建築物・工作物 (遮蔽、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは複数替え又は外觀の変更)
○モデル地区内における行為の届出

1. 建築物の計画 → 2. 建築 → 3. 施工 → 4. 延床面積の算出 → 5. 延床面積の算出 → 6. 延床面積の算出 → 7. 延床面積の算出 → 8. 延床面積の算出

2. 広告物等 (表示又は設置)
○屋外広告物等の設置の許可申請

1. 延床面積の算出 → 2. 延床面積の算出 → 3. 延床面積の算出 → 4. 延床面積の算出 → 5. 延床面積の算出

※延床面積の算出
延床面積の算出
延床面積の算出
延床面積の算出
延床面積の算出

美しい景観を保全するための取り組みです。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

高知市 都市整備部 都市計画課
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
TEL: 088-823-9465 FAX: 088-823-9454

高知城周辺の景観形成基準適用区域図 (平成18年10月)

高知城は、高知市の中心に位置し、歴史的・文化的価値が高く、市民に親しまれてきたシンボルです。また、高知城の眺望や周辺の景観は高知の顔として、高知市の都市景観の形成に重要な役割を果たしており、将来に引き継ぐべき資産として今後も保全していく必要があります。

高知市では、高知城の眺望やシンボル性を保全し、都市の発展と景観が調和するまちづくりを目指し、景観形成基準を定めています。

図4 お城の見えるまちづくり パンフレット